

香川県条例第9号

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>循環水（ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を浴用に供しない構造の個人用の浴室の浴槽水</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が浴槽内に設けられている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>原水の配管は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続されていないこと。</u></p> <p>ウ <u>集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的</u></p>	<p>(旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第2条 令第1条第1項第8号及び第2項第7号に規定する条例で定める構造設備の基準のうち、浴室については、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水が原水（浴槽水以外の浴用に供する湯水であって、浴用に供した湯水の再利用をしていないものをいう。以下同じ。）に用いられている場合におけるその湯水は、次に掲げるものを除き、規則で定める水質基準に適合しているものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 循環水（ろ過器（浴槽水をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を浴用に供しない構造の個人用の浴室の浴槽水</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の空気中に微小な水粒を発生させることとなる装置（以下「気泡発生装置等」という。）が浴槽内に設けられている場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</u></p> <p>(10) 循環式浴槽（循環水を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）が設けられている場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>原水の配管は、浴槽とろ過器を接続している配管（以下「循環配管」という。）に接続されていないこと。</u></p> <p>ウ 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けられてい</p>

大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けられていること。

エ 略

(11) 略

2 略

(浴室の衛生管理)

第8条 略

(1)～(9) 略

(10) 気泡発生装置等が浴槽内に設けられている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。

イ 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

ウ 気泡発生装置等は、適宜清掃及び消毒を行うこと。

(11) 略

ア 略

イ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

ウ ろ過器及び循環配管は、図面等により、配管の状況を正確に把握すること。

(12) 略

(13) シャワー設備を設けている場合は、適宜通水し、清掃を行うこと。

2 略

ること。

エ 略

(11) 略

2 略

(浴室の衛生管理)

第8条 浴室についての措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 気泡発生装置等が浴槽内に設けられている場合は、その浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。

(11) 循環式浴槽が設けられている場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 略

イ 集毛器は、毎日清掃を行うこと。

(12) 略

2 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。